

田原市工事等に係る入札契約情報の公表事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、田原市が発注する工事又は製造の請負、物品の購入、業務の委託その他の契約（以下「工事等」という。）について、毎年度の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関し必要な事項を定め、工事等の適正かつ円滑な執行と透明性を確保することを目的とする。

(除外対象)

第2条 田原市財務規則（昭和41年田原町規則第1号）第120条の規定による少額随意契約は、入札契約情報を公表する対象から除くものとする。ただし、田原市オープンカウンタ実施要領（平成21年4月1日施行）に規定するオープンカウンタについては、この限りでない。

(入札及び契約の過程に関する事項の公表)

第3条 財政課長（財政課に主幹を置く場合には、財政課長又は財政課主幹。以下同じ。）は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく当該事項を公表するものとする。これを変更したときも同様とする。

- (1) 一般競争入札参加に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (2) 指名競争入札参加に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- (3) 指名競争入札に参加するものを指名する場合の基準

2 財政課長は、入札事務の整理後速やかに、次に掲げる事項を入札結果閲覧表（様式第1号）により公表するものとする。

- (1) 件名及び場所
- (2) 契約（入札）方法
- (3) 入札（開札）執行日及び時間
- (4) 落札者名又は随意契約における契約決定者名
- (5) 落札金額又は随意契約における契約決定金額
- (6) 予定価格（予定価格が130万円を超える工事）
- (7) 最低制限価格又は低入札調査基準価格（予定価格が130万円を超える工事）
- (8) 指名業者名又は応札業者名並びに入札金額及び入札回数
- (9) 入札金額の順位又は総合評価落札方式による入札における評価点及び評価値
- (10) 入札辞退者、失格者、無効、不着又はくじの対象となった者の表示

3 第2項により入札結果を公表するに当たり入札不調となった場合は、入札執行調書の落札者名の欄に「不調」と表示するものとし、予定価格及び入札金額は公表しない。

4 第2項により入札結果を公表するに当たり次に掲げる事項に該当する場合は、入札執行調書を様式第2号に添付するものとする。

- (1) 指名業者を選定した理由又は随意契約において相手方を選定した理由
- (2) 入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項の規定により落札者を決定した場合におけるその者を落札者とした理由
- (4) 田原市低入札価格調査実施要領に基づき低入札価格調査を実施した場合の結果

(契約の内容に関する事項の公表)

第4条 財政課長は、工事等の契約を締結したときは、遅滞なく次に掲げる事項を契約調書(様式第2号)により公表するものとする。

- (1) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (2) 件名、場所、種別及び概要
- (3) 工事等の着手及び完成の時期
- (4) 契約金額

2 財政課長は、前項の工事等のうち工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る前項の第1号から第4号までに掲げる事項及び変更の理由を田原市工事施行に関する事務取扱要領(昭和54年10月1日施行)様式第24-1号契約変更調書により公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 公表する場所は、総務部財政課とし、公表の方法は閲覧によるものとする。ただし、次に掲げる事項についてはインターネットを利用して公表するものとする。

- (1) 毎年度の発注見通し及び該当事項に変更がある場合の、変更後の当該事項
- (2) 入札及び契約の過程に関する事項のうち次に掲げる事項

ア 一般競争入札参加に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

イ 指名競争入札参加に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

ウ 件名及び場所

エ 契約(入札)方法

オ 開札執行日

カ 落札者名

キ 落札金額

ク 予定価格(予定価格が130万円を超える工事)

ケ 最低制限価格又は低入札調査基準価格(予定価格が130万円を超える工事)

コ 指名業者名又は応札業者名並びに入札金額及び入札回数

サ 総合評価落札方式による入札における評価点及び評価値

シ 入札辞退者、失格者、無効、不着又はくじの対象となった者の表示

(毎年度の発注見通しの公表)

第6条 財政課長は、毎年度、4月1日以後遅滞なく、当該年度における設計金額250万円を超える工事、建設工事の設計、監理及び建設工事に関する調査、企画、立案、助言を行う業務及び施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する契約に係る次に掲げるものの発注見通しに関する事項を発注見通し調書(様式第3号)により公表するものとする。

- (1) 件名、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期)

2 財政課長は、少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として前項の規定により公表した発注見通しに関する事項を見直し、該当事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

入札結果閲覧表

契約番号	
件名	
場所	
期間	
契約方法	
開札執行	年 月 日 時 分
	場 所
落札者の 称号又は名称	
予定価格 (税抜き)	円
最低制限価格 又は低入札調 査基準価格 (税抜き)	円
落札金額 (税抜き)	円

入札の結果						
番号	称号又は名称	第1回金額 (税抜き)	順位	第2回金額 (税抜き)	順位	結果
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						

契 約 調 書

件 名	
場 所	
種 別	
契 約 者	
概 要	
契 約 期 間	着手 年 月 日 ----- 完了 年 月 日
契 約 金 額	円

